

# 関西労災職業病

## 関西労働者安全センター

1998.5.10発行〈通巻第272号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602  
TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528  
郵便振替11座 00960-7-315742  
大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284



- 佐川急便を相手取った腰痛損害賠償裁判で全面勝訴……………2
- 【焦点】請負形態による権利の切り下げが横行していないか……6
- はじまったタバコ損害賠償裁判……………9
- 日本産衛学会頸肩腕障害研究会が新認定基準に関する見解……12
- 前線から(ニュース)……………14
- 地域安全パトロール中心の活動推進へ・金属機械大阪地本／フィリピン人女性プレス災害損賠裁判で被告尋問・東南／参加型で安全衛生講座開催・全港湾大阪支部／VDOUと電磁波問題で講座・東南地域労災職業病交流会／屋根修理労働者Sさん違法解雇で地労委救済申し立て・ユニオンひごろ
- 高圧線問題全国ネットワーク全国集会のご案内……………17
- (パンフレット紹介) アスベスト読本……………18

4月の新聞記事から／19

表紙写真／フォークリフトの排気ガスが顔にあたるのを避けるためにマフラーを上方に設置(全港湾大阪支部相互分会)

'98 5

# 猛烈長時間労働による佐川の腰痛症

## 損害賠償請求で全面勝訴！

全港湾建設支部

### 毎日朝6時から深夜までの労働

「午前6時ころ大阪支店に出勤し、担当トラックに積み込まれた荷物の確認や荷物の積込みをした後、午前9時ころ大阪支店を出発し、担当区域である大阪市城東区鳴野西の配達及び集荷を行っていた。さらに原告は、無線で指示された場所に赴いて4トントラックから荷物を受け取り、これをさらに配達していた。また、当日配達の荷物（本着便）あるいは翌日遠方配達の荷物（Z便）を4トントラックが待っている場所（ドッキング場）に届け、再び、4トントラックから荷物を受け取って配達する等、一日中、配達及び集荷作業を行っていた。そして、午後10時ころ大阪店に戻った後も、荷物の積卸しや仕分け作業等を行っていたため、全ての業務が終了するのは午後11時ころであり、午前零時を過ぎることも珍しくなかった。」

言わずと知れた佐川急便の労働者の働き方である。この1日を、1週間に1回の休みを除いて繰り返し続ける。

大阪地方裁判所は、佐川急便に勤める労働者中西幸一さんに発症した腰痛について争わっていた損害賠償請求訴訟で4月30日に言

い渡した判決の中でこのように労働実態を認定した。判決は、ほとんど常軌を逸する長時間の過酷な労働実態が腰痛を引き起こしたと明確に認定し、安全配慮義務を果たしていなかつた佐川急便の責任を指摘、中西さんの全面的勝訴となる結論を導き出した。

### 下請会社入社以来、働き続けて腰痛に

中西さんは、86年2月に佐川急便の入社面接を受け、年齢制限から同社への入社は断られたものの、下請会社であった仁淀運輸に採用され、就職した。下請会社といつても仁淀運輸は、事務所が佐川急便の敷地内にあり、業務の内容は全く佐川急便の仕事と変わりがなく、以降、同社の社員と渾然一体となってトラックによる荷物の運送作業に従事することになった。給料も佐川急便の封筒で受け取っていたという。6時に出勤、仕事が終わるのが普通で午後10時、遅ければ午前零時をまわるという働き方は、この時から始まった。

2年後、佐川急便の社員になり、前述のような勤務が毎日続いたのであった。中西さんが当時取り扱っていた荷物は、主として一般雑貨であったが、中には重さ約80kgの荷

物もあり、トラックへの積み込み、積卸しは全て手作業で行い、台車が使えない場所では配達、集荷も手作業で行っていた。

こうした仕事を続けていて、88年暮れ頃になって中西さんは始めて腰痛を感じるようになったという。89年11月頃積込み作業中に腰痛を感じたが、繁忙期であったので病院にはいかず、12月下旬になって、トラックから降りたときに右股関節に激しい痛みを感じ、何とか午前中の仕事を続けることができたものの、昼過ぎ頃には、運転席でうずくまってしまった。

その後も同僚に仕事を手伝ってもらいながら運転手としての業務を続けたが、他の従業員に迷惑がかかるという理由で、構内での荷物の受付や仕分け等の業務に従事することになった。しかし翌年90年になっても症状がよくならず、病院に受診、腰痛症の診断を受け休業して治療に専念した。

早くよくなつて仕事に復帰したい中西さんは、病院を転々としながら、通院、入院を繰

り返したが、完治せず、傷病手当金の給付も切れる時期が近づいた91年5月末頃、上司から職場に復帰するように求められ、再度構内での荷物の受付、仕分け等の仕事に従事することになった。しかし、荷物を扱う業務であることには変わりはなく、腰痛症がよくならないままの状態が続くことになる。

### 「会社辞めてから治療したら？」

その後、佐川急便の過酷な労働実態が社会問題化し、労働省や運輸省からの改善指導が出される中で、93年に中西さんは労働組合を結成、委員長に選出された。ところが同社は、組合員個々に脱退を迫り、その結果中西さん一人が残る結果となってしまった。以降は、従来2人で行う荷受け作業を一人でやるよう命じられたり、様々な嫌がらせが始まったという。こうした状態の中、93年11月の夕方5時頃、荷受け作業中に45kgの金型を両手で持ち上げたところ、腰と足に激痛が走り、早退したいと主任に願い出たのに、6時の終了時刻までは仕事を続けるように指示をされるありさまだった。

その後、医師による休業加療を要するという診断を受け、以降労災保険による療養に入った。もちろん、労災保険による療養を求めた際にも、「会社を辞めてから治療したら」というような返答が返ってくる始末で、労基署からの指導があつて始めて請求書に証明印を押すという状態であった。

### 佐川の主張を全面的に退けた判決



中西幸一さん

判決は、こうした事実関係を全て認め、佐川急便側がいちいち争う主張を展開したもの、全て採用しなかった。

そして、使用者が負うべき安全配慮義務について、労働省の昭和45年基発第503号「重量物取り扱い作業における腰痛の予防について」を引用、これを具体的基準として判断をしている。引用部分は以下のとおり。

「人力を用いて重量物を直接取り扱う作業における腰痛予防のため、使用者は、①満18歳以上の男子労働者が人力のみにより取り扱う重量は55kg以下になるように努め、また、55kgを超える重量物を取り扱う場合には2人以上で行うよう努め、そしてこの場合各々の労働者に重量が均一にかかるようにすること、②取り扱うものの重量、取り扱いの頻度、運搬距離、運搬速度等作業の実態に応じ、休息または他の軽作業と組み合わせるなどして、重量物取扱い時間を適正にするとともに、単位時間内における取扱い量を労働者の過度の負担とならないよう適切に定めること、③常時、重量物取扱い作業に従事する労働者については、当該作業に配置する前及び6ヶ月ごとに1回、(1)問診(腰痛に関する病歴、経過)、(2)姿勢異常、代償性の変形、骨損傷に伴う変形、圧痛点等の有無の検査、(3)体重、握力、背筋力及び肺活量の測定、(4)運動機能検査(クラウス・ウェーバー氏テスト、ステップテストその他)、(5)腰椎エックス線検査について、健康診断を行い(ただし、(5)の検査については当該作業に配置する前及びその後3年以内ごとに1回実施すれば足りる)、この結果、医師が適当でないと認める者については、重量物取扱い作業に就かせな

いか、当該作業の時間を短縮するなど、健康保持のための適切な措置を講じること」

この通達は、新通達である94年9月の基発第547号により廃止されたが、新通達は更に詳しく予防対策を策定したものであり、判決文は、その点についても触れ、当時の基準としてこの内容を採用している。

判決文は通達に照らしての判断として、「ときには約80kgに及ぶ重量物を一人の従業員に取り扱わせていた上、社会問題にまで発展するほどの長時間労働を従業員に強いていたものであって、さらに腰痛予防を目的とした健康診断も実施していなかった」と指摘、さらに「被告が前述した安全配慮義務を尽くしていれば、原告が腰痛を発症し、あるいはこれを増悪させ、その結果、長期間にわたって休業治療のやむなきに至ることはなかったこともまた明らかである。」と結論づけた。

### 責任の所在を明確に認定

佐川急便側が、45kgのものを周囲の者に手伝ってもらわなかつたことが原因であるとして過失相殺を主張した点については、以下のとおり判断し完全に退けた。

「被告が前述した安全配慮義務を尽くしていれば、そもそも原告が腰痛を発症し、あるいはこれを増悪させることもなかつたのであり、そうであれば、原告が平成5年11月2日に約45kgの重量物を運んだだけで腰痛になることもなかつたと容易に推認されるから、右作業によって生じた腰痛も、前述した被告の安全配慮義務違反と相当因果関係があることは明らかである。そして、原告が運

んだのは約45kgの荷物であり、前期通達によっても一人で持ち運ぶことが予定されている重量物であったから、当時の原告の腰の状態を考慮しても、右程度の重量物を一人で運んだこと自体を過失と評価することはできないというべきである。」

もともと、中西さんの腰痛症と発症前の作業実態を考えれば、原因は誰の目にも明らかだったといえるが、裁判では表立ってその事実を明らかにし、責任の所在を確認する役割を果たすものとなったといえよう。もはや、この働き方の異常さは誰にも否定できないものということが、判決文で示されている。

### **注目される過重労働による 疾病の平均収入額算定**

ところで、判決文では賠償額の算定について、注目すべき判断をしている。

原告は、運転手としての仕事をしていて、それが原因となって腰痛症となり、構内業務にかわったのだから、逸失利益の算定は休業直前の平均収入ではなく、運転手のときの収入を基礎とすべきと主張、その額を日額約2万5千円とすることを求めた。これに対し、判決は、次のとおり判断する。

「ところで右平均収入（運転手をしていたときの収入）は、被告が安全配慮義務に違反する過重労働を原告に強いていたときの収入であるところ、仮に被告が前述した安全配慮義務を尽くしていれば、原告が右程度の収入を得ることはできなかつたと推認される。そうするとこれを基礎として原告の逸失利益を算定することは相当でないというべきであ

る。」

被告が主張する、月額40万1千円については、「腰痛のため労働能力が低下していた」ときの月額であり、到底採用できないとし、「被告の業務の内容、原告の年齢等本件に顧めた一切の事情を考慮し、日額1万8千円を基礎とするのが相当である」とした。

一切の事情の根拠が明確には示されていないが、過重労働による疾病的損害賠償における平均収入の算定基準についての判断として注目されよう。

### **世間に通用させてはならない佐川の姿勢**

現在、原告の中西幸一さんは全港湾建設支部の組合員として、佐川急便の職場に復帰している。常軌を逸した働き方により被災し、「治療をしたいなら退職しろ」と言われながら職場に踏みとどまり、あきらめずに堂々と労災としての治療に専念し、労働組合員として復帰した。あらゆる手立てを尽くして支援を続けた全港湾建設支部の取り組みと、弁護団の努力により「当たり前の」価値観を押し通した結果のこの判決は、高く評価されしかるべきであろう。また、職場復帰を果たしたということについても、労災被災者に大きな勇気を与える事例として注目されよう。

もちろん性懲りもなく控訴して争い続ける佐川急便の姿勢は、とても世間に通用させてはならないものであり、その意味で今後の闘いが重要であることは言うまでもない。

(事務局長 西野まさのぶ)

# 焦点

## 請負形態による権利の切り下げが横行していないか

### 「働き方」の変化への予兆

#### 増える「請負」と労働者の権利

大工、左官、板金など建設現場の技能職、ダンプの運転手、ホームヘルパー、バイク宅急便、生命保険の外交員、フランチャイズ店の店長、ヤクルトおばさん、あまり売れない芸能人……。労働基準法で権利が保護されることになっている、「労働者」なのか、よくわからないことになりそうな職業の種類である。実は、この種類が増える一方なのだ。

「労働者」であれば何がいいのかと言えば、いざというとき労働基準法を始めとする膨大な労働法体系にお世話になれる。労働基準法関係では、賃金、労働時間、休憩、休日、有給休暇、安全衛生、災害補償等々、他に最低賃金法もある。働くことに関わる問題について、かなり使用者の側に責任があることを法律で定めている。また、労働者ということになれば、健康保険、厚生年金も加入することになる可能性が高い。

しかし働いてもらう側からみると、こうした責任を負担せずにやっていければ、こんなに楽なことはないかもしれない。労働者なら必要なはずの、労働保険料、社会保険料の負担分を、「あなたは労働者ではなく、請負契約だから」とすれば負担しなくてよいので、

その分まるまる相手側に支払ったとしても、その他の様々な義務を免れる分、大いに得になる。いま、労働基準法改正問題で、事務の仕事に裁量労働制を適用できるようにして、労働時間規制という考え方自体を取つ払おうという大問題が出ているが、そもそも労働者でなければ、何でも裁量労働制で労働時間など知ったことではない。

そう考えて、仕事そのものが事業者の手から離れたところで行われるような職種、その人の技能、技術に仕事の内容、結果が左右されるような職種にあっては、雇用というより、請負の形態で契約することが増えているのである。

働いてもらう側だけでなく、働く側から見ても、社会保険料などが引かれずに実入りが多く、「自分の裁量で」仕事をしているような気になる。

#### 結局は働く側にしわ寄せを集中するシステム

しかし、このように請負契約で仕事を進めたとしても、冷静に収支計算をしてみると働く側の方が損をしているということがほとんどである。たとえばダンプカーの運転を仕事とする人が、自分のダンプカーを持ち込んで土砂を運んでいるとする。請負契約で、出来

高払い。固定的な継続した仕事があれば、月々かなりの収入が見込めるが、車の償却を考えれば相当な目減りがする。固定的な継続した仕事は、一箇所の仕事先となり、手広く得意先を確保するということには、仕事の性質上なり得ない。必然的に仕事先からの支配の下に置かれ、法定の基準もなく無理を聞かねばならないこともあるのに、相手から次の仕事はないと言われば対等の契約だから何の保護もない。

もちろん、このようなケースで、具体的に問題が起こり、当該の運転手本人があきらめずに例えば裁判所や労基署に訴えれば、仕事先の支配、管理下にあったことが認定され、労働者としての権利を認めた措置が取られることになるだろう。しかし、それはあきらめずに、そしてまわりに助言してくれたり、協力してくれる人や労働組合があった場合の話である。

大工、左官などの建設関係の技能で仕事をする人についても、規格が決まっている住宅建設などでは、請負といいつつ、材木などの建設資材から釘の一本まで会社からあてがわれ、あとは金槌と鉋を持っていくだけという状態で、毎日請負仕事をしている人々がたいへん多い。一昨年にこうした建設関係の技能者については、手間受け（文字どおり資材などの調達ではなく、手間だけの請負）として、労働者性の新たな判断基準が労働省の通達として示されたが、それでもこの基準で判断したとしても、働く側にとって一方的に不利益と考えられる実際上の労働契約の存在は避けられない。

バイク宅急便などは、自分でバイクを持ち

込んで、会社から荷物を受け取り、指示されたところまで運ぶ仕事を請負として契約する。バイクが自分のものだということ以外は、仕事の指示は当然すべて会社による。アルバイト感覚だったら、単価が高ければ働く側は請負で一面ありがたいかも知れない。

ホームヘルパーの場合を考えてみる。ご丁寧にもこの分野では「有償ボランティア」などという、「請負」などよりはるかに洗練されたような表現がよく使用される。高齢者の介護、障害者の介護を仕事としてやってみようと考え、介護事業に参入した会社や市の社会福祉協議会に会員として登録する。そのための講習会に、継続して出席し、一定の技術も身につけた。会社や社協からは、仕事は介護の必要な人が、求めてきたときに連絡をするので、その時に行ってもらう。1週間ごとに内容をレポートしてもらい、報酬を支払う。そのうち介護を求める方から会員であるヘルパーの指名があるようになり、個人と個人の介護という仕事の委任関係を会社や社協が仲介する形式となる。だから、これは労働者ではなくて「有償ボランティア」なのだとというわけである。

介護という仕事は、いま社会的に確保することの合意形成が進みつつある分野の仕事で、量的な確保が求められているところである。その供給の責務がある側にとって、このような「登録型」の有償ボランティア方式は大変重宝なものである。重宝であるということは、その分ヘルパーにしづ寄せがいくことになる。つまり、介護を自分の仕事にして、かなりの時間をそれに費やしたとしても、必要に応じて委任関係を結んだだけで、行って

もらった側は、責任を取る必要がない。ボランティアという意識があるものだから、保証がない分上積みの報酬がいるわけでもない。結局のところ、介護労働力を供給する側が負担の軽減を達成しているだけということになる。

それなりに裕福な生活をし、パーティーに出かけることも多いような人が、当然の共生社会の原則として、自分の時間を割いて介護もするというような社会常識が定着した高福祉社会の国であれば「有償ボランティア」などという言葉が成り立ち得ても、現在の日本の社会では、たとえ意識的でなかったとしても、使用者としての責任を免れる結果を導くための方便と見ることができる。

#### 役に立たない「改正」労基法の全面適用条文

いま問題になっている労働基準法の改正案は、第8条の適用に関する条文を削除し、第9条の労働者の規定を、「職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。」と改正し、原則として全面適用にしようという内容になっている。(これまでの8条の号別例挙は別表になる。)

たとえ条文の上で全面適用になったとしても、労働者そのものから外して働いてもらう方法は、これからより規制が取つ払われた産業社会の中で、もっと創意工夫がされたものとして開発されるだろう。有料職業紹介事業、労働者派遣事業の適用の原則自由化の急速な動きとともに、これから日本の労働者の働き方に影響を及ぼすことも大いに想像されるのである。

## 改正労働安全衛生法 ハンドブック

96年10月施行改正安衛法の要点を完全解説  
「産業医」活動に従事する医師の現場からの提言

産業医について考えるとき  
の資料として最適

※B5版 64頁

共同編集/全国安全センター・労住医連

#### 「産業医」制度を問い合わせ直す

天明佳臣(全国安全センター副議長・  
港町診療所長)氏ら5氏の論稿

#### 改正安衛法ポイント解説

改正労働安全衛生法関係資料  
(関係法令、通達、告示など)

※価格 1,000円(送料込)

※会員価格 800円(送料込)  
(部数がまとまればさらに割引)

お申し込みは、

関西労働者安全センターまでどうぞ

tel. 06-943-1527 fax. 06-943-1528

喫煙はガンの原因である

# はじまったタバコ損害賠償裁判

## 肺ガン患者など7名 国、JTを相手取り

タバコが労働者の健康の重大な脅威になっているにもかかわらず、いまだにいろんな意味であまりにもタバコに寛容な状況が続いている。国家財政の点から、有害なタバコがほとんど放置されており、その中で、たくさんの労働者とその家族の健康がむしばまれている。タバコ規制要求、禁煙対策はもっと積極的に取り組まれるべきである。アスベスト禁止もタバコ禁止も重要な課題である。(図1)

### 日本初の本格訴訟提訴

さて、国などがタバコの有害性を知りながらタバコを売り続け、タバコが原因で肺ガンなどにかかったとして患者ら7名が、国と日本たばこ産業(JT)とJT歴代3社長を相手取り、一人あたり1千万円の損害賠償とタバコの宣伝禁止を求める訴訟を東京地裁に5

月15日提訴した。原告は歯科医師荒木照夫さん(71)ら肺ガン、肺気腫などの病気にかかった53才から72才の男性。喫煙歴は30年から50年、1日平均40本近くを喫煙してきたという。

国などはタバコの有害性を十分承知しながら、その情報を国民に十分明らかにしないままタバコを売り続けてきた。こうした情報を知らされず、知らぬ間に依存性の強いニコチン中毒となり禁煙ができなくなり、健康被害を受けた喫煙者は、被害者であるというものである。弁護団は、「日本たばこと大蔵省の責任は、過失責任ではなく、刑法でいう故意責任(未必の故意)であり犯罪的である」と指摘している。

訴状では、原告は、日本たばこ産業が「吸いすぎに注意」と表示するだけで有効な対策をとらずに積極的にたばこの製造・輸入・販

売をしたためにガ  
ンなどに侵された  
と主張。国につい  
ては、厚生省は喫  
煙が健康に及ぼす  
害について認識し  
ていたのにもかか  
わらず対策をおこ

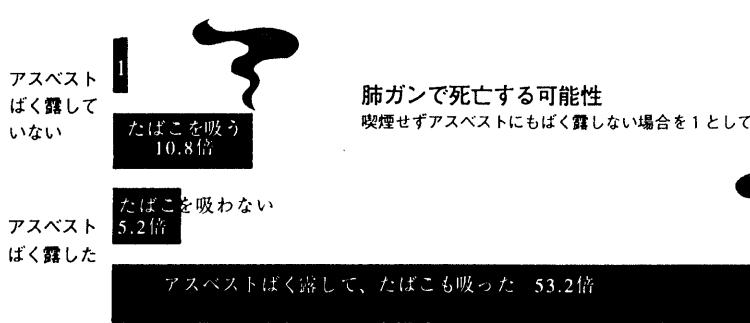


図1 肺ガンのリスク：タバコのみ10.8倍、アスベストのみ5.2倍、タバコ×アスベスト53.2倍  
(ハモンドのデータ:「アスベスト読本」より)

たり、大蔵省はタバコ税収に期待して J T を十分指導せず国民を健康被害から守る義務を怠った、としている。

### たばこ拡販への歯止めを

本訴訟に先だって関係者は昨年 7 月にたばこ P L 訴訟準備会を発足、11 月 18 日にたばこ病 110 番を実施したところ、肺ガン、喉頭ガン、肺気腫、壊疽、心臓病などの患者、遺族からなど 84 件の電話があった。これらの中から今回の 7 件に絞って提訴、二次以降の提訴も検討中とのことだ。

弁護団は裁判の目的を、①原告らの被害回復、②国際レベルの有害表示等をさせ、たばこ拡販政策を止めさせること、③21 世紀に向けて、子供達をたばこ（ニコチン）の害毒から守ることとしている。

1974 年から WHO の具体的勧告（たばこの宣伝・広告の制限、禁止／喫煙が健康に危険という表示をせよ／自動販売機の廃止／子供達にたばこを売ることを禁止する等）が行われ、近年、世界的にタバコ規制の流れが強まっている。特に、①タバコの有害性が明確でかつ大きいこと、②タバコ依存はニコチン依存という薬物中毒であること、から子供と若年者の喫煙を防止することが重要な問題であるにもかかわらず、日本の対策は非常に遅れている。

喫煙開始年齢が低いほど、一日の喫煙本数が多いほど、そして喫煙期間が長いほど肺ガンや心臓病、肺気腫などに罹患しやすくなることが立証されており、WHO 国際疾患分類（WHO International Classification of

Diseases, ICD-10 (Classification F17.2)）において、たばこ依存症は「精神及び行動異常症」として分類されている。「たばこ病は自己責任」というのは欺瞞以外のなにものでもない。

日本の有害性表示は「あなたの健康を損なうおそれがありますので吸いすぎに注意しましょう」であるが、他国と比較しても、誤魔化しなのにははっきりしている。（図 2）

96 年の厚生省統計では日本人の喫煙率は男性 51.2%、女性 9.8% で全体的に減少傾向だが、ここ数年、若年層と、特に女性の喫煙率の上昇が目立っている。これは、たばこ会社の若年層をターゲットにおいていた宣伝戦略が大きな要因だと考えられている。早急な規制強化が必要であり、この意味でも裁判の意義は非常に大きい。

### 被告に社会的批判を、規制強化を

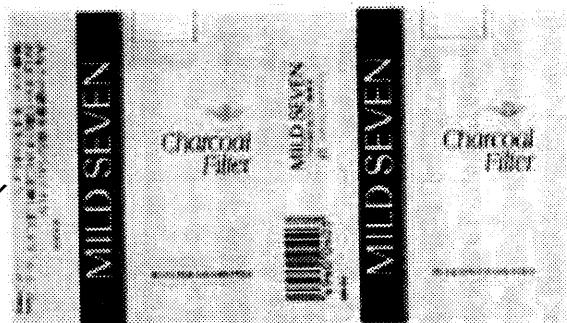
訴えでは、単純な広告から J T の冠スポーツ大会、コンサートに至る一切の宣伝活動の禁止を求めており。J T の広報は「健康へのリスクになる可能性は否定できないが、どれだけの喫煙で、何の病気になるかという因果関係はわからない」としており、社長は「たいへん心外」として徹底的に争う姿勢だ。国は因果関係についてはすでに肯定していると思われ、J T とは建前が異なるようなので、この点で裁判では被告らがどう主張てくるのかが注目されよう。しかし、たばこの税収は 96 年度で 1 兆 6700 億円であり、J T 歴代社長は監督官庁の大蔵省の天下りでしめられている。この裁判は J T と国の社会的責

図2 タバコの有害表示の比較（日本と欧州連合）

## 日本

1990・7～（法律による義務付け）[たばこ事業法39条、同法施行規則36条]

「あなたの健康を損なうおそれがありますので吸いすぎに注意しましょう喫煙マナーを守りましょう」



## 欧州連合

1989・11～（義務付け） 1992・5改正 [Council Directive 92/41/EEC]

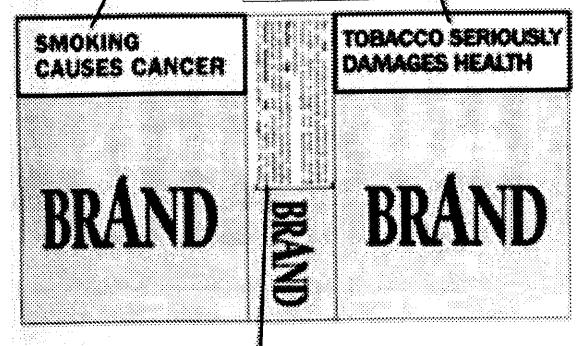
「喫煙はがんの原因である」

「たばこは健康に著しく障害を与える」

A. 国の警告文言リストに含まれねばならない

警告文言2種

「喫煙はがんの原因である」  
「喫煙は心臓病の原因である」



B. 各国の選択による警告文言15種

「喫煙は致命的疾患の原因である」  
「喫煙で死亡する」  
「喫煙で死亡する可能性がある」  
「妊娠中の喫煙はあなたの子供に有害である」  
「子供を保護すること：あなたの煙を子供に吸わせてはならない」  
「喫煙はあなたの周囲の人々の健康を害する」  
「喫煙を止めれば重篤な疾患のリスクが減少する」  
「喫煙は、がん、慢性気管支炎やその他の胸部疾患の原因である」  
「（国名）においては（何人）以上の人々が毎年肺がんで死んでいる」  
「毎年（国名）においては、交通事故による死亡の（何倍）の人々が喫煙への依存により死亡している」  
「毎年、喫煙への依存による犠牲者は交通事故による犠牲者よりも多い」  
「喫煙者は早死にする」  
「健康でありたいと願うならば喫煙をするべきでない」  
「節約しよう：喫煙をやめよう」  
「喫煙は依存の原因である」

タール…mg 多くの毒性やがんの原因物質を含むたばこ煙に凝縮されている。肺や気管の中に付着滞留し、刺激感の原因や重篤な疾患を進展させる。  
ニコチン…mg 血管収縮の原因であるため、心臓や循環器の障害の誘因となる高度に依存性のある物質である。  
一酸化炭素…mg 血液中の酸素摂取を阻害する毒性の高い気体である。  
・包装の最大面の表面と裏面各々の最低25%は警告表示を掲載せねばならない。また、少なくとも包装の側面の50%は製品に関する情報を掲載せねばならない。  
製品の成分に関する情報は、タールやニコチンの成分に加え、一酸化炭素レベルの表示がより完全に含まれねばならない。  
・警告表示は、黒枠で囲み、白地に黒字で包装の上方に印刷せねばならない。

任を追及し、タバコ規制の効果を国に鋭く迫るものとなることになるだろう。昨年6月、アメリカでは40の州政府がタバコ関連疾患による医療費の損害賠償を求めた訴訟で、たばこ会社が総額42兆円を支払い、広告規制

などを行うことで和解している。裁判の種類は違うが、日本において司法の場ではどのような解決がはかられるのかが注目されている。職場の喫煙問題にももっと真剣取り組むことが必要だろう。

## 上肢作業障害認定基準その後 産衛学会頸肩腕障害研究会が 「上肢作業に基づく疾病の認定基準」に関する見解（案）

97年2月に頸肩腕症候群に関する認定基準が変わり、新認定基準「上肢作業に基づく疾病的業務上外の認定基準について」（基発65号平成9年2月3日）が出された。

実際に認定の幅が広がったかどうか、労働省統計の数字も97年度はまだ出ていないが、量的な過重基準が旧基準から全く変更されなかつたことなど根本的改訂とはいえないが、かたためあまり期待することはできないだろう。労働条件の厳しさが増す現在の情勢にあっては、むしろ認定抑制の手段として働くことも考えられ、現場での予防・補償の取り組みの重要性は不变だ。

65号通達の批判はすでに本誌でも取り上げたが、最近、日本産衛学会頸肩腕障害研究会において新認定基準に関する見解をまとめた作業が行われ4月21日の学会で見解案が提起された。これは文書として意見聴取期間を経て確定する予定である。根拠を示して認定基準を批判しており、労働省はまじめに耳を傾け、必要な見直しを行るべきである。

以下に要約して紹介する。見解案は前書きのあと次の7項目に分けて見解を述べている。

### 1. 対象疾病

国際的にはWork-related musculoskeletal disorders (WRMSDs) (作業関連性筋骨格系障害(仮訳)) という呼称が定着しつつあり、通達

の「上肢障害」ではなく作業関連性を示した用語を採用すべきだった。また「上肢のみに限定された障害」という誤解を招きやすい対象疾病・障害の例示は評価できるが、例示されていない疾患が対象から安易に除外されないよう望む。頸肩腕症候群を不定愁訴を特徴とする症候群として「その他」に入れ、鑑別診断上の残遺物としていることには異議がある。患者の実態からその障害像は部位限定の局所的障害型よりも広範囲な部位を含した病像型の方が一般的であって、一般病型を最初に明示すべきだった。局所的障害病名だけでは全体症状を把握しがたい場合の運用上の充分な配慮を望む。

### 2. 対象業務の範囲

通達では例示対象作業が追加された点は評価できるが、特に事務系作業については例示範囲が狭く、認定に際して職種上の制約を生じる可能性がある。VDTを中心とした打鍵作業だけが中心的に取り上げられていることが問題で、ボールペン複写作業などの表(\*)にあげた作業が認定対象から除外されることがないように配慮すべき。これまで労働省から認定例の公開が行われず、発生事例の教訓が広く予防対策に生かされてこなかった。情報公開が不可欠である。

(\*具体的に通達に例示されていない作業を表で示す。たとえば、通達で例示されていない事務系作

業として、カーラー、電卓、和文タイピング、元々の競艇発券、算盤算入、札勘定、伝票整理、トレス、ボーリング複写、筆耕、両替、書籍整理、司書、電話交換、郵便区分、ビデオ-アート検査、アート整理。現場系作業としては、オーバー取扱い、M製造、包装、パテ塗り、イバ外レジ、ローラー塗装、うどん・蕎麦調理、肉さばき、精肉、ピザソング、焼肉、印刷活字組、ねぎ切り、塗料剥ぎ、店舗品出し、ウエーブ・カットレース、清掃、羊毛刈り、絨毯織り、小売店員、楽器演奏者、止金銭、建設の各作業があげられている。)

### 3. 業務過重性の判断

通達が示した量的過重負荷の基準は旧基準と変更がなく、旧基準時の研究会の批判（①過重性は当該作業者にとって過大であったかどうかで判断すべき、②発症前は業務量が低下していることが多いなど比較対象として不適切、③「10%、20%」「3ヶ月」などの基準数値には科学的根拠がない、など）に応えていない。一方で、条件付きにしろ、作業の質的要因も総合して過重性を判断することが必要としたことは評価でき、今後の具体的運用が注目される。

### 4. 個体要因や日常生活上の要因

個体要因や日常生活上の要因が発症に関与し得るが、近年の司法判断において、基礎疾患と共に原因となって疾病が発生した場合、特段の事情がない限り業務起因性を肯定する判断が増えている。こうした要因が乗務上外の判断において過大視されないよう慎重な配慮が求められる。

### 5. 発症までの作業従事期間

通達はこれを原則として6ヶ月程度以上としているが、「頸肩腕症候群等に関する検討結果報告書」（注：労働省の専門検討会の報

告書【1997年】、認定基準の根拠資料とされる）における資料、引用文献はこの目安を十分に根拠づけていないので、運用上この「6ヶ月程度以上」という基準は機械的な適用は慎むべきと考えられる。

### 6. 鑑別診断の考え方

通達と関連事務連絡は退行性変性や関節リウマチ等などを想定して鑑別診断にかかる検査資料を示している。これらの検査資料に何らかの異常所見が存在した場合、補償対象の障害に該当しないと判断される可能性がある。機械的な鑑別項目の適用により認定が著しく制限されたり、排除される危険性がある。認定判断には、他疾病的症状、所見のないことを条件とすべきでない。一方で、鑑別対象とされている諸疾患についても作業関連性が疑われる場合は補償対象として検討される必要がある。

### 7. 適切な療養期間

通達は「適切な療養によって約3ヶ月程度、手術が施行された場合でも約6ヶ月程度の療養で治癒すると考えられるので留意すること」としているが、検討結果報告書の引用文献は「3～6ヶ月軽快説」は支持しておらず、むしろ逆であるので、通達は改訂を要する。また療養の長期化の原因を精神疾患や個人の素因等の個体要因に求めるることは十分な慎重さが必要である。

# 前線から

## 地域安全パトロールを中心とした安全活動の推進へ

金属機械大阪地本が安全部会開催

大阪

金属機械大阪地本は、5月19日安全対策部会を開き、今後の安全活動の方針について検討、地域協議会ごとの安全パトロール活動実施に努めることなどの方向を決めた。

同地本の安全対策の取り組みは、地域協議会ごとの取り組みを基本としてこれまで取り組まれてきてお

り、地域ごとに全支部の安全衛生対策状況をチェックする安全パトロールの手法での活動が推進されてきた。しかし、機械金属産業の小規模事業場の職場が占める割合が多いこともあり、企業を超えた安全活動のより綿密な対応が必要で、必ずしも十分な対策がとれているとは言い難いの

## フィリピン人労働者のプレス災害損賠裁判 ずさんな安全管理が明らかに

東南

5月28日、フィリピン人女性労働者Mさんが被災したプレス災害による4指切断事故について大阪地裁で争われている損害賠償請求訴訟の法廷で、プレス工場の経営者と被災当時の同僚が証言した。

被災当時、背中合わせで現場にいて、事故が起ったときに真っ先に対処したという同僚は、Mさんが、被

災当時座って作業をしていたのを目撃しているとい、不自然な姿勢だったので、センサーが動かなかつたのではないかとし、普通の作業では事故などありえないと証言した。しかし同時に、事故の起ったプレス機は、座って作業をするには不自然な姿勢になるため、立って作業をするのが普通とし、事故当時立って

が現状だ。多くの地域協議会では、必要と解りながらも実施にまで至ってはいない。

同部会は、開催地を支部持ち回りの形をとり、当該支部の現場を見学し、労働安全衛生対策の状況を交流するという方法をとっており、労働組合側の労働安全衛生活動のあり方を検討する貴重な機会となっている。機械金属の製造業を対象とする労働組合として、企業内外での労働安全衛生活動の発展が大いに期待されるところである。

作業をしていたというMさん本人の主張と同じ内容も含むものとなつた。また、機械の安全装置を切り替える鍵は、本来主任者が持つていなければならぬのに、機械につきっぱなしであつたこと、他に2台安全装置のないプレス機械を作動させていたということも証言した。

被告本人の経営者の証人調べでは、Mさんが被災した後日、工場長がプレス災害に被災した事故に関して、金型の奥側に挟まつた

金属片様のものを左足でペダルを動かして作動させながら、センサーの効かない脇のほうに右手を突っ込んで

取ろうとしたものであつて、機械に異常があつたわけではないと証言した。

いずれにしても、安全に

対する意識の希薄さが図らずも現れる結果となつた。次回は7月2日午後1時半より被告の反対尋問。

## 参加型で安全衛生講座を開催

### 全港湾大阪支部

### 南大阪

全港湾大阪支部安全衛生委員会は、安全衛生委員、一般組合員を対象として安全衛生講座を4月24日から毎週1回、5回に分けて開催した。講師は、安全センターが担当した。

1回目は「労災でトクするための10カ条」として労災を適用することの意義を金銭面の話を中心に解説した。2回目、3回目は、重大な労災事故が起つたときを想定して、いくつかの

テーマを決めて、グループ討論と発表、講師のコメントというパターンで行った。討論のテーマは、「事故発生直後に安全委員会からとりあえず1名を現場に派遣するときにどういう指示を与えたらいいか」「事故原因調査のときの留意事項はなにか」といったもの。4回目は、自分たちの職場における職場改善事例を出し合ってみた。5回目は参加者の分会における最

近の災害事例に関して死傷病報告などの資料を提出してもらい、対策をどう立てたかを発表してもらい、みんなで意見を交換した。また、最後に、職場の衛生対策として重要な喫煙対策を取り上げ、講師から喫煙の危険性について全般的な報告をした。

いろんな反省点があり、参加者は毎回13名程度とあまり多くなかつたものほんど同じメンバーが参加し、安全衛生について意見交換ができる点で意味のある連続講座だった。

## VDUと電磁波問題で講座

### 東南地域労災職業病交流会

### 東 南

5月19日、交流会では電磁波問題について学習会を開催した。講師は環境監視研究所の中地重晴氏。職場においてまず問題になるのは、コンピュータ端末のディスプレイ (VDU: Visual Display Unit) からでいる電磁波の問題である。問

題とされているのは、地磁気のように一定方向で極性が変化しない静磁場とは異なり、1秒間に何十回も方向が変化するいわゆる「交流磁場」で、交流で動いている機器から放出される電磁波がこれにあたる。

この電磁波が小児ガン、

白血病、脳腫瘍などの健康障害の原因となることが疫学調査で指摘されており、こうした危険性調査を前提としてVDUには電磁波規制ガイドラインが定められている。現在販売中のVDUはこれに適合したもののが販売されているようである。これらの規制規格は「MPR-III」、「TCO」といわれ、適合してい

る機器には認証マークが貼られている。「購入するとき確認する」「ディスプレイからはできるだけ離れて作業する」が鉄則、ということだ。携帯電話も問題で、携帯電話の大手製造メーカーのモトローラ社の社長は自分自身1日30分以上携帯電話を使用しないよう

にしているのだそうだ。

健康障害に関する疫学調査はほとんどが配電線、送電線周辺の疫学調査である。代表的な報告では、2ミリガウス以上の磁場で小児白血病の発生率が約2～3倍になるという。高圧送電線の直下では、蛍光灯が光るほどである。お近くに

大きな変電所や配電施設のある方は実際に確かめていただくといい。

高圧送電線が発する電磁波に反対して全国各地（世界各地）で運動が行われているが、来月、全国集会が神戸で開催される。関心のある読者のみなさんはずひ参加を。（次頁参照）

## 屋根修理労働者Sさん違法解雇 地労委に救済申し立て

ユニオンひごろ

吹田

前号で報告した労災適用を会社に申し出たことを理由に違法に解雇された屋根修理職人のSさんの問題で、ユニオンひごろは大阪地労委に対して不当労働行為救済申し立てを5月13日付で行った。違法行為を繰り返している問題の会社は、名古屋市に本社がある株式会社東海技研（社長池原一）で事件は茨木支店で発生したものだ。

ユニオンは、この中で、Sさんに関する団交に応じること、解雇撤回・原職復帰、謝罪などを求めている。

申立書によれば、Sさん

は2月28日に現場作業中に右足親指を負傷、茨木支店長に労災申請を申し出たが「うちは労災保険はない、会社からも出ない」といわれしかたなく休業治療し、3月14日に「来週から出社する」と会社に伝え、3月16日に茨木労基署に相談の上、自分で労災申請した。これに対して会社は一定の休業補償と治療費を引替えに労災請求の取り下げを強要してきたがSさんは拒否したため、支店長らは一方的に解雇を通告、宿舎からの追い出しをはかった。27日に再度Sさんは労基署に事実経過を報告し、会社へ

の指導を求めた。これに対して、会社は再度解雇を通告してきたため、4月7日、ユニオンは団交を申し入れ、同日、茨木労基署に指導を要請、労基署はその日に労働基準法19条違反で正勧告を会社に行つた。

しかし会社はその一切を無視し、執拗に宿舎からの追い出しをはかり、Sさんは退去を不當に強要されるに至った。これらは、労基法19、20、104条の明確な違反にあたる。会社が再三の要求にかかわらず団交要求すら無視してきたため、今回の申し立てに及んだ。ユニオンは、5月1日に大阪労基局に法違反、労働保険未加入問題等で指導を申し入れ、会社を告発している。

高圧線問題全国ネットワーク

98全国集会 in 神戸

# 電磁波から子ども達を守ろう

—送電線と携帯電話と教育施設—

7月4日（土）

兵庫県私学会館（JR元町駅から徒歩3分）

12:30 開場

13:00 全国大会

13:10 基調講演

『電磁波問題を巡る最新情報』

荻野晃也氏（京都大学工学部）

『電磁波による健康被害』

三好基晴氏（ホメオティック・クリニック院長）

各地からの報告

15:30 分科会

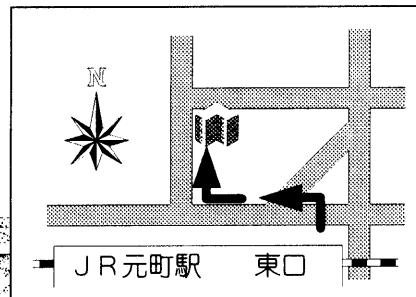
①高圧送電線問題

②携帯電話塔問題

③電磁波問題入門講座

17:00 閉会

参加費（資料込） 1,000円



## ガウスネット総会

7月5日（日）9:30～12:00

神戸学生青年センター・ホール

### 問合せ先

高圧線問題全国ネットワーク 98 全国大会 in 神戸実行委員会

〒 657-0064 神戸市灘区山田町3-1-1 神戸学生青年センター内

TEL. 078-851-2760 FAX. 078-821-5878

高圧線問題全国ネットワーク

〒 207-0016 東大和市仲原3-10-1, C-201 TEL. 042-565-7478

生活環境、職場における電磁波問題への関心が高まっている。全国的に住民運動が取り組まれており、「高圧線問題全国ネットワーク」の全国大会がこのたび神戸で開催される。

この6回目の全国大会を契機に関西におけるネットワークが結成されることになった。

名付けて「電磁波問題を考える関西ネットワーク」（ガウスネット関西）準備会では「関西でも携帯電話塔や高圧線の設置をめぐって反対運動が各地で起きています。お互いの情報交換や市民からの相談窓口として」関西ネットの設立、ネットへの参加と賛同を呼びかけている。ガウスネット関西（準）の代表は中地重晴氏（環境監視研究所）。

今回の神戸での集会は、職場や生活環境の電磁波問題への認識を深める絶好の機会だ。

## パンフレット紹介

# アスベスト読本

-造船の町からの警鐘-

名取雄司（横須賀中央診療所）著 B5版／カラー／24頁 頒価500円（送料実費）

世

界的なアスベスト禁止の声の高まりの中で、日本は突出して多くのアスベストを輸入し使い続けている。アスベストのことが社会的大問題としてマスコミに取り上げられなくなった今でも根本的な状況はあまり変化していないし、アスベスト被害者は増え続けている。

横

須賀という造船と基地の町でアスベストの問題に取り組んできた名取雄司医師の手による平易なパンフレットが発行された。発行主体の「じん肺・アスベスト被災者救済基金」は横須賀で取り組まれた住友重機械工業を相手取ったアスベストじん肺損害賠償裁判で勝利した原告・家族、被災者団体、全造船住友重機追浜・浦賀分会、神奈川労災職業病センター、協力医療機関などが今後の被災者救済のために結成した団体だ。

神

奈川、横須賀の問題は、文字通り日本全国の問題でもあり、このパンフはアスベストが社会で未だに多く使用されていることとその危険性について、誰が読んでも、小中学生が読んでもわかるように平易に説明している。今後のアスベスト禁止運動、被災者救済にとって大きな武器になるだろう。

いますぐ注文しよう！

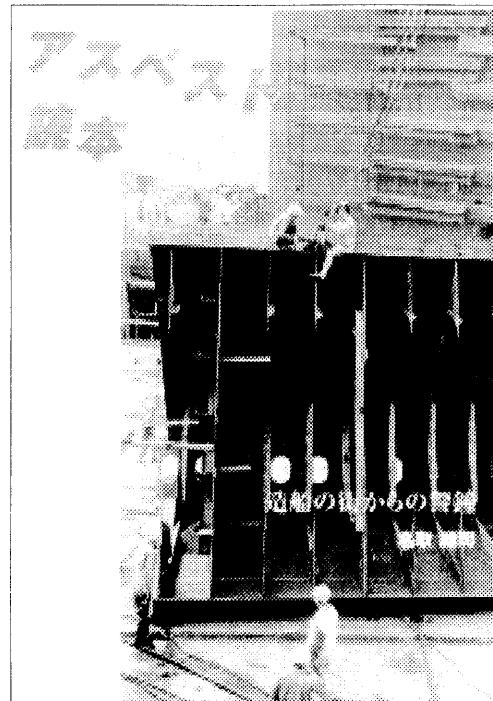
### 【著者のことば】

私が古くからの造船の街、横須賀に来て10数年、呼吸器内科の医師として、たくさんの方を診察してきました。じん肺だけではなく、アスベスト（石綿）による肺ガンなどの病気になる方も少なくありませんでした。横須賀ではアスベストと健康に関することや、粉じん濃度や労災申請についての話を本人やご家族に何度も話してきました。先日、全国の造船労働者の集まりでアスベストの話をすると、「大変なことですね。初めて聞きました。」という驚きの声が聞かれました。驚いたのは私の方です。全国で造船をはじめさまざまな労働者がアスベストを扱い、ばく露していたことは間違いありません。しかしそのアスベストが身体にどのような影響をもたらすのかは、なんと当の本人には伝えられてこなかったのです。

### 【目次】

- 1 アスベストはあなたのまわりに
- 2 「静かな時限爆弾」
- 3 アスベストでおさる病気
- 4 健康診断は正しく受けていますか？
- 5 造船の町からの警鐘
- 6 対策は徹底的に
- 7 提言

発行／じん肺・アスベスト被災者救済基金  
連絡・注文先／（社）神奈川労災職業病センター  
横浜市鶴見区豊岡町20-9サソコ-ホ 豊岡505  
TEL. 045-573-4289 FAX. 045-575-1948



# 4月の新聞記事から

4/1 松下電器の定時社員の女性が、仕事で頸肩腕障害になったとして昨年4月労災補償を請求していたが、3月20日北大阪労働基準監督者は業務上の疾病と決定。

自主廃業後の11月に急死した山一証券経理部課長の妻が、「廃業決定前後に過重な勤務を強いられたため」として労災請求したのに対して、東京中央労働基準監督署は3月31日業務上と認める決定を出した。申請から1ヶ月という異例の早さ。

昨年3月閉山した福岡県の三池炭鉱の元労働者4人の騒音性難聴を、大牟田労働基準監督署が業務上認定した。閉山後の健診で難聴の労働者が多数いることが判明。健診運動を進めてきた大牟田じん肺訴訟原告団事務所は、「難聴だけでなく振動病の患者もあり、じん肺とともに職業病の補償を勝ち取るため、引き続き力を尽くしたい」としている。

4/3 阪神大震災被災地への1泊2日の出張から帰宅直後に脳内出血で倒れ寝たきりとなつた元大阪府寝屋川市職員について、地公災基金府支部審査会は、地公災基金府支部の公務外処分取り消し裁決。

4/6 安田病院グループの大坂円生病院にヘルパとして勤務中、脳梗塞で倒れ失語症などの後遺症が残った女性が、大阪南労働基準労基署に労災認定を申請していることが分かった。女性は3日勤後4日目に日勤後も宿直する26時間勤務で、ヘルパ2人で28人の患者の世話をするなど「異常な勤務時間・内容による蓄積疲労」と主張している。

「甲山事件」で神戸地検は大阪高裁に控訴。

4/7 太平洋戦争中に不二越で旋盤作業中に右手人差し指を負傷し切断手術を受けた元女子勤労てい身隊員の韓国人女性が、富山社会保険事務所に厚生年金保健法に基づく障害手当金の支給を請求した。

4/9 午前9時20分頃住之江区南港の鋼材加工会社「三幸商事」の工場で社員の1人が作動中の鋼材切断機にはさまれ首の左半分を切り、出血多量で間もなく死亡した。切断部に引っかかった鋼材を取り除こうとして事故にあつた模様。

4/14 安田病院と系列の医療法人北錦会「大阪円生病院」をめぐる診療報酬の詐欺罪と賃金未払いの労働基準法違反に問われた元病院長の安田被告に、大阪地裁は「多くの患者の健康や生命を危険にさらし、生活保護や社会保険制度への信頼を失墜させた」として懲役3

年、罰金100万円の実刑判決、総事務長と総婦長に懲役2年執行猶予4年の判決を言い渡した。

4/16 大阪府能勢町のごみ焼却施設「豊能郡美化センター」敷地内の土壤から120kgあたり8500ppmの濃度のダイズシガ検出されていたことが豊能郡環境施設組合の調査で分かった。これまでの国内最高値の3倍以上の値。

4/20 午前11時30分頃宮城県古川市の建設中のキハセツから出火し、鉄筋2階建ての建物が焼け作業中の25人が煙に巻かれた。うち17人ほどが病院に運ばれ、1人が死亡した。

午前8時50分頃大阪市西成区の靴底製造会社「ウエムラ商会」作業所の集じん機より火がでて経営者の植村氏が背中などにやけどを負い重傷。

4/21 神奈川県横須賀市の米海軍横須賀基地の元従業員と遺族20人が、勤務時に石綿の粉じんをすい肺がんやじん肺にかかったとして、日米地位協定に基づく民事特別法を根拠に横浜防衛施設局に対して、総額約2億5500万円の補償請求を行つた。じん肺の元基地従業員による集団請求は初めて。

4/22 大阪市西成区で90年1月建設中のマリヨンの9階ベランダ部分が崩れて、作業員3名が死亡、1名が重傷を負った事件で業務上過失致死に問われた下請け鉄工所経営者に対して大阪地裁は、禁固2年執行猶予3年を言い渡した。判決によると被告は耐久力の強い「突き合わせ工法」で溶接を行うべきところを経費を安く済ませるために耐久力の劣る工法で行い、危険を事前に予想できたのに事故回避の措置を怠った、などとして裁判長は被告の過失を認定した。

4/23 常石造船がフィリピンのセブ島に設立した現地法人「K&Aメル・インダストリーズ」で、過去4年間にわたりアバート対策を十分にとらないまま廃船解体作業を行つたことが、市民グループ「常石セブ造船問題を考える会」の調査で分かった。

4/29 北海道上川管内国道273号で速度違反のオトバイを追跡中の覆面パトカーが、セッターライフを超えて反対車線に飛び出し大型保冷車と正面衝突し、警部補が1名が死亡。運転していた巡査部長も右足骨折などの重傷を負った。

4/30 ルーウェー紙が1950、60年代の冷戦時代にノルウェーと米国の研究者が、知的障害者などを対象に放射線の人体実験を秘密裏に実施していたと報道した。その人数については不明である。

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

5月号(通巻272号)98年5月10日発行

(毎月一回10日発行)

## 腰痛予防に腰部保護ベルト—**楽腰帯**をどうぞ

**らくようたい** インナー&アウタータイプ

**Relief**(リリーフ) インナータイプ

楽腰帯は腹圧効果で腰への負担を30%軽減。

特徴は、①すぐれた腹圧効果 ②骨盤補強効果

③運動性と快適性



種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL
らくようたい	男 DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女 DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	—
リリーフ	男 リリ-フG	グレー・ブルー -(ツートン)	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女 リリ-フL	ベージュ	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	—

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、型、色、サイズを指定してご注文下さい。ミドリ安全(株)製  
宇土博医師考案  
■パンフレットあります。 関西労働者安全センターTEL.06-943-1527 FAX.06-943-1528

## 「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部	200円
年間定期購読料(送料込み)	1部 3,000円
"	2部 4,800円
"	3部以上は、1部につき2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には 1部無料配布。2部以上は1部150円増

## Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式  
会社

**国際印刷出版研究所**

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL. 06 (551) 6854 FAX. 06 (551) 1259